（海岸法等の一部改正）

第三百二十六条　次に掲げる法律の規定中「五年間行わない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

一　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三十五条第五項

二　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第三十六条第五項

三　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三十八条第五項

四　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第四十七条第五項

（内航海運組合法の一部改正）

第三百二十七条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三第二項中「同項第一号」を「同項各号」に改める。

（内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三百二十八条　施行日前に理事又は清算人となった者の利益相反取引については、前条の規定による改正後の内航海運組合法（以下この条において「新内航海運組合法」という。）第三十四条の三第二項（新内航海運組合法第五十五条（新内航海運組合法第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第三百二十九条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「第三号」を「第四号」に改める。

第三十三条第二項中「年六分の利率により算定した」を「法定利率による」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十条　施行日前に緊急裁決で定められた権利取得の時期又は明渡しの期限が到来した場合における前条の規定による改正前の公共用地の取得に関する特別措置法（以下この条において「旧公共用地取得特別措置法」という。）第三十三条第二項（旧公共用地取得特別措置法第四十五条において準用する場合を含む。）に規定する利息については、なお従前の例による。

（河川法の一部改正）

第三百三十一条　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「補償金を受けるべき」を「補償金の提供をした場合において、補償金を受けるべき」に改め、「、又は補償金を受領することができないとき」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、水利使用の許可を受けた者に過失があるときは、この限りでない。

第四十三条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　補償金を受けるべき者が補償金を受領することができないとき。

第四十三条第三項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

（河川法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十二条　施行日前に前条の規定による改正前の河川法（以下この条において「旧河川法」という。）第四十一条（旧河川法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定により補償金の支払義務が生じた場合におけるその補償金の供託については、なお従前の例による。

（都市計画法の一部改正）

第三百三十三条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第七項中「五年間行なわない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第三百三十四条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「五年間行なわない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第二項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

第九十一条第一項中「年六パーセントの割合により算定した」を「法定利率による」に改める。

第九十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「補償金等を受けるべき」を「補償金等の提供をした場合において、補償金等を受けるべき」に改め、「、又は補償金等を受領することができないとき」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「過失がなくて」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、施行者に過失があるときは、この限りでない。

第九十二条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　補償金等を受けるべき者が補償金等を受領することができないとき。

第九十二条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第百七条第三項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第百十八条の十五第一項中「年六パーセントの割合により算出した」を「法定利率による」に改める。

（都市再開発法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十五条　施行日前に前条の規定による改正前の都市再開発法（以下この条において「旧都市再開発法」という。）第四十二条第二項（旧都市再開発法第五十条の十一第三項、第五十六条の三第五項（旧都市再開発法第五十八条の二第二項において準用する場合を含む。）及び第百六条第八項（旧都市再開発法第百十八条の二十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2　施行日前に権利変換計画の認可の公告がされた場合におけるその権利変換計画に係る旧都市再開発法第九十一条第一項に規定する補償金については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧都市再開発法第九十一条（旧都市再開発法第九十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により補償金等又は損失の補償額の支払義務が生じた場合におけるその補償金等又は損失の補償額の供託については、なお従前の例による。

4　施行日前に譲受け希望の申出の撤回がされた場合におけるその申出の撤回に伴う対償の支払については、前条の規定による改正後の都市再開発法第百十八条の十五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第三百三十六条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の十六第十項中「五年間行わない」を「これを行使することができる時から五年間行使しない」に改め、同条第十一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断」を「時効の更新」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十七条　施行日前に前条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の十六第十一項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第三百三十八条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「行なう」を「行う」に、「の瑕疵」を「が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときにおけるその不適合」に、「第六百三十八条第一項に規定する期間につき」を「第六百三十七条第一項に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から」に改める。

（積立式宅地建物販売業法の一部改正に伴う経過措置）

第三百三十九条　施行日前に建設業者である積立式宅地建物販売業者（前条の規定による改正前の積立式宅地建物販売業法第二条第四号に規定する積立式宅地建物販売業者をいう。）が行う積立式宅地建物販売（同条第二号に規定する積立式宅地建物販売をいう。）の契約であって旧民法の請負に関する規定が適用されるものが締結された場合におけるその契約に係る特約については、前条の規定による改正後の積立式宅地建物販売業法第四十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。